

岩手県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和3年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年8月19日から令和4年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量1メートルグリッドデータ